

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
韓国 (07/06/01発効)	税関(全国で46カ所) Korea Customs Service (KCS) 韓国商工会議所および各地域の商工会議所 Korea Chamber of Commerce & Industry (KCCI)	無料	<p>① 納税者番号またはビジネス登録番号のユーザーIDとパスワードで http://cert.korcham.net/html/origin2/co02.jsp にログイン</p> <p>② 所定の申請フォームをダウンロードし入力、“Application for Web Certification”メニューからKCCIへ申請送付する。申請は輸出物品の船積み完了する前までに行う。申請は以下の書類をFaxまたはemailに添付して発給機関に送付する。</p> <p>1.輸出申告の受理済証の写しまたはこれに替わる以下のイ、ロ、ハのいずれかに当たる書類。輸出申告が受理される前に原産地証明書の発給を申請する者は輸出申告が受理された後に提出することもできる。 イ.自由貿易地域で生産された物品の場合は、「自由貿易地域の指定および運営に関する法律施行令」第19条による国外搬出申告書の写し ロ.開城工業地区で生産された物品の場合は、「関税法施行令」第226条による保税運送申告書の写し ハ.郵便物、託送品および別送品の場合は、領収証、船荷証券の写しまたはその他の締約相手国へ輸出したか輸出することを示す書類</p> <p>2.送品状または取引契約書</p> <p>3.「自由貿易協定の履行のための関税法の特例に関する法律施行規則」別紙第1号書式のForm AK 原産地証明書</p> <p>4.生産者が該当物品の原産地を確認して作成した後、輸出者に提出した書類(以下、「原産地確認書」という)。ただし、該当物品の生産者と輸出者が異なる場合に限る。</p> <p>5.原産地証明書に記載の内容が立証できる次の原産地確認書類(証明書発給機関が必要であると認めて提出を求める場合に限る) イ.税番変更基準を適用する物品は、税番変更関連立証書類 ロ.付加価値基準を適用する物品は、非原産地材料、原産地材料および輸出物品の価格関連立証書類 ハ.「自由貿易協定の履行のための関税法の特例に関する法律施行規則」第6条の3Iによる輸出用原材料原産地確認書</p>	可 KCCIでは、もしCOが輸出の際に予期しないミス、抜け落ちその他合理的理由により発給されなかった場合、輸出日から1年以内であれば遡及発給リクエストを提出することで可能。その場合は以下の書類が必要となる。 1) 理由書(もし貨物の輸出が申請日より30日以内の場合は免除される) 2) 輸出の証となる船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB)のコピー 税関(KCS)の場合、COの遡及発行は信用状取引の際の買取書類用などに限定した扱いとなされている。例えばCOが銀行買取の為に必須書類となっている場合など、買取書類一式を添付書類として提出するなどしてCOの遡及発行に応じる場合もある。	発給する ・紛失、盗難、毀損その他やむを得ない事由によってForm AKのCOを再発給する場合、申請者は再発給の理由書と共に申請を出す。 ・その申請はオリジナルのCOを発給したのと同じ発給機関でなければならない。 ・添付書類もオリジナルのCOに提出したものと同じものを再提出。 ・税関(KCS)と輸出申告の際の輸出貨物の数量や価格を再確認した後、COが再発給される。	発給する ・要件: Form AKのCOの第13欄の“Third Country Invoicing”欄がマークされていること。および第7欄にインボイスを発行する企業名と国名を明記する。参照URL: http://cert.korcham.net/english/co/03_03.jsp ・税関(KCS)は何かしらの説明書類を要求することもある。 ・税関(KCS)の内部規定ではFOB価格はCO上に明記必要。	発給する ・要件: Form AKの第13欄の“Back-to-Back CO”欄にマーク要。参照URL: http://cert.korcham.net/english/co/03_03.jsp ・CO発給機関は最初の輸出者、最後の輸出者、レファレンス番号、製品名、原産国、仕向港、およびリクエスト日から30日以内のオリジナルCOなどの情報を要請することもある。	原産地証明書 (Form AK)

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
韓国 (07/06/01発効)			<p>③ KCCI証明サービスチームは受領した申請書と添付書類をミススペルがないかどうかチェックする。問題なければ通常KCCIは、9:00から18:00までに申請を受け取った場合は同日中に、18:00以降に受領した場合は翌営業日に発給する。 もし内容に誤りがある場合は、インスタントメッセージサービス(SMS)またはWeb Certification システムのアラート機能で通知する。 申請者が修正し再提出した後、CO発給となるが通常1日から3日程度要し、この所要時間は実際のチェックや追加書類によりケースバイケースである。</p> <p>④ 申請者は認可されたCOをA4サイズの白紙にカラープリンターで印刷可能。COにはレファレンス番号、KCCI証明サービスチームの印章、発行者のサインと発行日の標記要。 (COの印刷はカラーである必要があり、これは当局による無用な疑いを払拭するためである。もし白黒印刷の場合、輸入国税関でCOがコピーであると見なされ、輸入通関に支障をきたす恐れがある。)</p> <p>* 税関(KCS)による内部ガイドラインではFOB価格はCO上に表記されなければならない。</p>					

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
シンガポール (07/06/01発効)	税関 Singapore Customs 関税貿易業務部 (Tariffs and Trade Services Branch =TTSB)	CO申請ごとに TradeNet申請: 5.98 ドル マニュアル申 請: 10 ドル ※TradeNet利 用費用: 1アカウントの 初期登録費 S\$50、1アカウ ントIDにつき使 用月額費S\$20 (その他必要な 手続きや許可 などサービス内 容に応じて細 かい課金シス テムがある)。 【参照】 TradeXchange: Tel: +65 6887 7888 2番 Email: (tradexchange @crimsonlogic. com)	1. MCS (Manufacturing Cost Statement) の提出 ・製造業者として登録完了後、製造者は企業のレターヘッドで全ての製品モデルについてコスト申告書を準備。フォーマットは以下のシンガポール税関のサイトにある。 (http://www.customs.gov.sg/topNav/ese/Online+Services+and+Forms.htm) ・コスト申告書の提出は税関へ少なくとも輸出日の7営業日前まで ・付加価値基準ルール適用の製品は、使用原材料の実際のコストを記入、見込み生産コストでは不可。使用原材料全てについて、国内製造材料分と、アセアンか韓国のサプライヤー分のインボイスを提出すること。AKFTAで累積のルールを適用する場合はアセアンまたは韓国の原材料について証明書類としてCO (Form AK) を提出必要。 ・関税番号変更基準ルール適用の製品は、外国製の原材料についてHSの6桁レベルの情報を記入。 ・シンガポール税関はコスト申告書で原産資格を確認し認可レターを発行する。その後、製造者或いは輸出者がCOを申請する。 このコスト申告書は1年間有効で毎年更新が必要、コストや売値、調達先の変更があった場合も更新必要。認可されたコスト申告書を更新するには、新しい申告書を出すか、製品が原産性を維持している旨の確認書を出す必要がある。この確認書はコスト申告書の有効期限が切れる最低1週間前までにシンガポール税関に提出する。税関では受領より3営業日以内に受取書を発行する。受取書は確認書の日付から1年間有効となる。 2. COの申請 ・輸出者はCO申請と輸出許可申請の両方をTradeNet でオンラインで行う。マニュアルのCO申請は例外的なケースのみ可能。輸出者にTradeNet がない場合は、代理業者に委託が可能。 ・CO申請と輸出許可申請が正しく完了すれば、TradeNet ではCOとCargo Clearance Permit (CCP) について番号を割振り、認可を行う。申請後、2時間以内に輸出者にメッセージ送付される。 3. COの受取 ・輸出者は認可済みCOについて担当の CrimsonLogic Service Bureauにて受け取る。COは申請認可後、2-4時間で受取り可能。 ・受取には申請者かその代理人の委任状とCOごとに輸出インボイスコピーの提出が必要。CO番号が対応するインボイス上に記載すること。 ・COの記載事項が正しいことを確認し、COの所定欄に輸出委任者のサインが必要。 注: インボイスの日付は輸出日の前であること。輸出日前のCO申請では、インボイス日はCO提出日の後であってはならない。これは海外輸入先の税関で、COのシンガポール税関認可日後のインボイスに関する揉め事を避ける為である。 注: FOB価格は記載要。TradeNet でCOと輸出許可申請の際に"Total FOB Value"が必須項目となっている。	可 例外的に予期できない仕方の無い理由でCOが輸出時に発行できなかった場合、遡及発行可能。その際は海外輸入者からの依頼と、輸出日から1年以内という条件有、 "ISSUED RETROACTIVELY"の文言が入る。 TradeNetで遡及発給をネット申請する際、輸出者は追加情報として輸出許可番号を"Previous Export Permit. No."欄に記入要。その申請後すぐに、遡及発行CO申請の新しい参照番号 (Unique Reference Number) を税関へFAXする。	可能 盗難・亡失・破損の場合はオリジナルCOの証明真性コピーを申請可能。手数料はS\$4必要。必要書類は、書面での依頼と共に、COのコピー3部と認可されたCOの副本コピー1部。	発給する CO Form AK の第13欄の "Third Country Invoicing" にチェックと、第7欄にインボイス発行社名と国名の記載要。	発給する Back to Back CO を申請する輸出者はAKFTAの規定法令文書での要求に従うこと。 Back-to-back CO (Form AK) の第13欄に "Back-to-back CO" のチェック要。 必要書類として下記をファックスするかTradeNetの申請でソフトコピーで添付必要。 ・最初のAKFTA ・ワーキングシート(分割貨物の場合) ・輸入許可証 ・輸入許可証に対応するサプライヤーのインボイス ・輸入許可証に対応する船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB) ・輸出時の船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)	AKFTA国の正規機関で発給された原産地証明書 (Form AK) のオリジナルコピー

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
マレーシア (07/06/01発効)	国際貿易産業省 Ministry of International Trade and Industry (MITI)	CO自体は無料で MITIにより発給さ れるが以下のコ ストに注意 COのマニュアル 申請の場合 COの用紙をマ レーシア製造者 連盟 Federation of Malaysian Manufacturers (FMM) から購入: ・会員: 1冊(40 セット)RM35.00 ・非会員: 1冊(40 セット)RM55.00 電子申請 electronic Preferential Certificate of Origin (ePCO) の 場合 Dagang Netの ePCO 申請料金 の以下の2種類 有 ・スタンダード: 年 会費RM20に加え 都度料金RM5.00 ・イーバリュー: 年 会費無料で都度 料金RM8.00 輸出でCO申請が 年間60件以下の 場合はイーバ リュープランの料 金がお勧め	ePCOでの申請の場合 1. 企業登録後、ePCOのウェブサイト http://epco.dagangnet.com.my/epco.jsp にログイン コスト分析 (Cost Analysis - "CA") 1. メニューバー内の "AKFTA" から "New Cost Analysis" を選択 2. "MITI Attachment Section" の中で必要事項を記入し以下の必要書類を添 付する。 ・業者から製造者への原材料のインボイス(製造者により認証要) ・海外の業者からのCO(必要な場合のみ) ・製品のプロセスフローチャート ・製品のサンプル、写真、カタログ、等 必要な書類全てを提出しないとコスト分析申請は完了しない。 3. 免責補償の文章を承認する 4. 電子的にコスト分析を提出。レファレンス番号が発行され、この番号により 今後の進捗確認をする。 5. ePCOでのコスト分析は5営業日で承認される。靴、自転車、アルミ工業で はMITIにより工場検査の場合もある。その後システムからコスト分析承認レ ターが発行され承認番号も自動発行される。 CO申請 1. メニューバー内の "AKFTA" から規定のCO Form を選択 2. "Select case for CO" から "General" を選択 3. Form AKの申請IDスクリーンから実際にCO申請する品目を探し出し、 "Finished Product" 欄の対応するハイパーリンクをクリック 4. 品目のブランド・モデルから適切なものを選択し、画面下の "次へ" ボタンを クリック 5. "Add/Edit - Form AK Product Description Details Screen" へ進み、必要 事項を埋める。 6. 追加の製品があれば、3から5のステップを繰り返す。 7. 全ての製品で完了後、画面下の "次へ" をクリックし、申請IDスクリーン画面 へ戻る 8. "MITI Attachment Section" で必要事項を記入し、以下の必要書類を添付 する。 ・Bill of Lading ・税関申告フォーム (K2) ・顧客へのインボイスとパッキングリスト 必要な書類全てを提出しないと受付は完了しない。 9. 免責補償の文章を承認する。 10. 電子的にCO申請を提出。レファレンス番号が発行され、この番号により 今後の進捗確認をする。 11. ePCO での承認は1営業日。	可 ただし遡及発給 には以下の追加 書類が必要。 ・MITIからの承 認レター ・COフォーム ・顧客へのイン ボイスとパッキ ングリスト ・"Record of Certificate of Origin Issued" BAK1(e) ・船荷証券 (B/L) または Air Way Bill (AWB) ・承認済み税関 申告フォーム (K2)	再発給する ただし輸出者は MITIへの理由書 の提出が必要。 再発給の判断 はMITIの担当官 の判断。 CO再発給不可 の場合もある。	発給する <必要書類> ・第3国発行の インボイス 注: 仲介インボ イスのFOB価 格記載が必要 また、ePCO 経由で申請す る場合は、通 常のCO発給 手続きに従う が、"Select case for CO" 内の "Third Party Invoicing" を選 択し、追加必 要事項を "Third Party Details" 欄に 記入する。	発給する <必要書類> ・BAK1(a) および BAK1(c) フォー ム ・企業登録証 (Form 9 or 13) または事業登録 証 (Form D) ・COのオリジナ ルコピー (Form AK) ・マレーシアに輸 出する際に発行 されたインボイス ・税関申告書 (K8) またはフ リートレードゾ ン申告書 (ZB1) ・再輸出品のモ ニタリングシート (ANNEX 1) 注: 仲介インボ イスのFOB価格記 載は必須	原産地証明書 (Form AK)

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
マレーシア (07/06/01発効)			<p>マニュアルでのCO申請の場合 コスト分析 (Cost Analysis - "CA") 1. コスト分析申請フォームを以下からダウンロード (http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.section.Section_8ab71ed7-7f000010-72f772f7-46167d0f) 2. "Free Trade Scheme Application Form" BAK1(a)を記入し、"AKFTA - Form AK" とオプションの "New Cost Analysis" をチェック 3. BAK1(a) では提出に必要な以下の書類のチェックリストがある。 ・ "Free Trade Scheme Application Form" BAK1(a), "Cost Analysis of the Finished Product to be Export" BAK1(b), および "Letter of Indemnity" BAK1(c) forms; ・ Company Registration Certificate (Form 9 or 13) または Business Registration Certificate (Form D); ・ 使用した原材料のインボイス - 業者から製造者への原材料のインボイス (製造者により認証要) あるいは海外の業者からのCO (必要な場合のみ) ・ 製品のプロセスフローチャート ・ 製品のサンプル、写真、カタログ、等 4. 記入完了したBAK1(a) と添付書類をMITIあるいはMITIの各地域支所へ提出 5. マニュアルによりコスト分析の承認は所要7営業日。靴、自転車、アルミ工業ではMITIにより工場検査の場合もある。 その後MITIからコスト分析承認レターが発行され、これをCO申請に使用する。</p> <p>CO申請 1. マレーシア製造者連盟 (FMM) からブランクのCOフォームを購入 2. "Cost Analysis Application Form" 内の "Certificate of Origin Application Form" BAK1(d)を記入する。サイトは以下。 (http://www.miti.gov.my/cms/content.jsp?id=com.tms.cms.section.Section_8ab71ed7-7f000010-72f772f7-46167d0f) 3. BAK1(d) では提出に必要な以下の書類のチェックリストがある。 ・ MITIからの承認レター ・ ブランクのCOフォーム ・ 顧客へのインボイスとパッキングリスト ・ "Cost Analysis Application Form" 内にある "Record of Certificate of Origin Issued" BAK1(e) 4. 記入済みBAK1(d)と添付書類をMITIかMITIの各地域支所へ提出 5. マニュアルによるCO申請では所要2営業日</p>					

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
タイ (09/10/01発効)	商業省外国貿易局 Department of Foreign Trade ("DFT"), Ministry of Commerce	<p>1. 原産性判定(25類から97類まで) ・書面提出:1つのHSコードにつき30パーツ(提出後3営業日要) ・オンライン提出:無料(提出後、1-2営業日要)</p> <p>2. 原産地証明書の発給(Form AK) ・オンライン提出のみ:無料(原則1日となっているが、実際は提出後1-2営業日かかっている)</p>	<p>1. 原産性の判定(25類から97類まで) 輸出入者カードの保持者は、ウェブサイトを通じて下記必要書類を送信するか、同書類をマニュアルで外国貿易局輸入管理課(同局ビル5階)に提出。 ・製造工程表 ・生産コスト表 ・輸入材料のインボイスおよび輸入通関書類 ・輸入エントリー ・国内生産部材購入に関する書類または領収書 ・もしフォームAJの場合で累積規定を適用する場合は、フォームAJを累積の書類として用意 輸入管理課は原産性の「適格品目証明書(Confirmation of Product Eligibility - "CPE")」を発行する。(有効期限2年間)</p> <p>2. 原産地証明書(Form AK)の発行手続き 輸出入者カードの保持者は、ウェブサイトを通じて下記必要書類を送信するか、同書類をマニュアルで外国貿易局輸入管理課(同局ビル4階)に提出。 ・インボイス正本または写し ・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)、あるいはその他運送状 ・原産地資格審査申請書(第1類から24類の場合) ・適格品目証明書(CPE)(第25類から97類の場合) これにより外国貿易局輸入管理課は原産地証明書(Form AK)を発給する。</p>	可	AKFTAの運用上の手続きに従い、紛失、損傷等があった場合再発給する。	発給する ※原産地証明書上にFOB価格の記載が必要。 インボイスを発行した企業の正式社名や住所も必要。	発給する	原産地証明書(Form AK)

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
インドネシア (07/06/01発効)	商業省Ministry of Trade (MOT)より委託を受けた原産地証明書発給機構 IPSKA "Instansi Penerbit Surat Keterangan Asal" インドネシア全土に85のIPSKAがあり、そのうち28のIPSKAではオンラインでCO発給が可能。残りの57のIPSKAでは準オンラインベースにて発給。	COの申請フォームごとに5,000ルピア	1. 輸出者は下記いずれかで申請: a. オンライン申請可能な28のIPSKAの場合は(http://e-ska.kemendag.go.id/)より申請。 b. 準オンライン申請のみの57のIPSKAの場合は、COの申請用紙記入の上、製造者が所在する地域のIPSKAに提出する。 2. どちらのケースでも以下の添付書類をCOの申請と共にIPSKAに提出必要: ・輸出申請のコピー("Pemberitahuan Ekspor Barang" or PEB) ・輸出許可記録のコピー ("Nota Persetujuan Ekspor" or NPE) ・納税者番号 ("Nomor Pendaftaran Wajib Pajak" or NPWP) ・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)、また陸路の場合はカーゴレシート ・インボイス ・パッキングリスト ・生産コスト報告書(US\$で単価) ・サーベイヤーレポート(貨物が輸出前検査対象の場合のみ) 3. IPSKAはCOの申請で疑わしいケースの場合は、原産地確認を輸出前に行うこともある。通常これは1日で終わる。実際にはIPSKAは申請者に対して貨物は原産品適合である旨の誓約書を要求することですませている。 4. IPSKAはCO申請で提供された情報が問題なければ1日以内に発給する。 5. 輸出者は許可されたCO申請を印刷、サインし、IPSKAのオフィスへ持参し権限のある担当官のサインをもらう。	可	可能。 尚、紛失の場合、紛失届を警察に出し届けの受領証を再申請の際に添付する必要あり。再申請は当初発行されたCOと同じIPSKAでなければならない。	発給する CO Form AKの第13欄に第3国インボイスである旨のチェックが必要。 ※原産地証明書上にFOB価格の記載が必要(Form AK)	発給する CO Form AKの第13欄にBack to Back COである旨のチェックが必要。 ※発行の際にはオリジナルの原産地証明書(Form AK)の提出が必要。	・コスト明細書 ・インボイス ・原産地証明書 (Form AKのDupliacate)

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
ブルネイ (07/06/01発効)	外務貿易省貿易開発局 Department of Trade Development (DTD), Ministry of Foreign Affairs & Trade (MOFAT)	特恵用CO フォーム: 無料 一般COフォーム: B\$10.00 CO発給サービスチャージ: B\$2.00 / セット	1. 製造コスト明細書 (Manufacturing Cost Statement - "MCS") の提出: 工場検査に問題なければ、製造者は製品のMCSをDTDに提出し、必要な原産規則を満たしていることを示す。このMCS提出はCO申請のフォーマットで行う。MCSは内容に変更なければ1年間有効。内容に変更がある場合は輸出者・製造者はDTDに連絡する。 2. CO申請の提出: DTDへのCOオンライン申請 (http://202.93.221.24/SOPPortal/portal_proxy?template=eMinCom-EN&url=/web/emincom/EN/businesses/index-biz.jsp&biz=certOrigin) の"CO Application"をクリック 提出書類は以下のとおり: ・インボイス ・パッキングリスト ・その他必要に応じて関連書類 CO発行までの所要時間は、1-2営業日	可	再発給する 盗難、忘失、破損した場合は輸出者は書面でCOの発給機関に申請。オリジナルの証明本コピーが発給され、第12欄に"Certified True Copy"の文言が入る。オリジナルCOの発行日がコピーにも引き継がれる。オリジナルCOの発給から1年を過ぎるとコピーは発給されない。	発給する。 FOB価格はForm AKのCO上には必ず明記必要。	発給する 必要書類としてForm AKの輸出発給のオリジナルのCOが要求される。	原産地証明書 (Form AK)

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
フィリピン (08/01/01発効)	マニラの関税局輸出調整部(Export Coordination Division, Bureau of Customs) または 各港の財務省下の税関輸出部 Export Division (ED) in district ports Bureau of Customs, Department of Finance	115ペソ(品目数に関係なく) 税関のスタンプ代 ※COの用紙代15ペソ	1. 輸出前の物品検査申請を書面にて、輸出の最低5日前までには以下の書類と共に提出: i. 生産に使用された全部材のリスト(輸入部材および国内部材) ii. そのコストの明細 iii. 輸入の際の輸入申告書 iv. 生産フローチャート v. 企業概要 vi. 生産プロセスの写真 その他検査に必要な書類(ただし生産プロセスや仕様、部材や製品の価格に変化が無ければ必要なし) 2. 発給機関による輸出前実地検査 3. 輸出毎のCOの申請、以下は必要書類 i. 記入済みのCOのフォーム(FOB価格記載が必要) ii. 許可済みの輸出申請書コピー iii. 船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)のコピー iv. インボイス v. 商品許可証(Commodity Clearance)のコピー(必要な場合) 4. COの発給 i. 輸出者がExport Coordination Division (ECD) あるいはExport Division (ED) にCO申請提出 ii. 貿易管理審査官Trade Control Examiner ("TCE") が評価と検証を行う iii. TCEは見解をECD/EDの チーフに提出 iv. ECD/EDのチーフはCOにサインをする 所要時間:各都市により異なる。マニラでは申請受領後、7から12営業日で発行するが、マニラ以外では12から22日かかる。しかしセブでは半日で可能とある。 COの有効期限:6カ月	可 フィリピンではFTAに規定された以外の特別な書類や手続きは課さない。	再発給する フィリピンではFTAに規定された以外の特別な書類や手続きは課さない。	発給する フィリピンではFTAに規定された以外の特別な書類や手続きは課さない。	発給する フィリピンではFTAに規定された以外の特別な書類や手続きは課さない。	・原産地証明書(Form AK) ・インボイス フィリピンではFTAに規定された以外の特別な書類や手続きは課さない。

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
ベトナム (07/06/01発効)	商工省管轄下の各地区の輸出入管理課 Regional Export-Import Management Bureaus under Ministry of Industry and Trade (MOIT) 所在地: Hanoi, Ho Chi Minh City, Da Nang, Dong Nai, Hai Phong and Binh Duong	無料 (注:以前は有料であったが現在は無料化) ※用紙代: 20,000ドン / COフォーム	1. CO発行の申請手続き 下記の書類を提出し、COの発給申請をする。 ・有効な内容を完全に記載したCO発給申請書 ・有効な内容を完全に記載したサンプルCOフォーム ・通関手続きが完了した輸出通関申告書(企業署名済みのコピー、また通関手続きが完了していない場合、CO発行日から15営業日まで提出猶予可。) ・インボイス(企業署名済みのコピー) ・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)(企業署名済みのコピー、またB/Lが発行されていない場合、CO発行日から15営業日まで提出猶予可。) ・付加価値基準を説明する資料、または原材料から貨物への製造でHSコード変更があったことを説明する資料(採用した原産基準による) ※ 初回申請や初めての製品の場合はCO発給機関による現地調査が行われる場合がある。その場合は追加で以下の書類が必要。 ・製品の生産プロセス書類 ・原材料が輸入の場合は、その輸入申告書 ・原材料が国内調達の場合は、販売購入契約や付加価値を証明するインボイス(無い場合は売主による宣誓書か、地方政府による原材料がその土地で製造された宣誓書でも可) ・輸出許可証(当てはまる場合のみ) ・その他、原産性を証明する関連書類 2. CO発給までの手続き 発給機関は必要書類を受理した後に精査し、申請者に対して、書類が適正か、追加書類が必要か、不備により再提出か、特定の理由によりCO発給拒否か、を通知する。 CO発給までの所要時間は書類が適正である前提で、以下のとおりとなる。 ・4時間(航空機輸送の場合) ・8時間(航空機以外のその他輸送手段の場合) ・1営業日(郵送にて申込の場合で受領日より) ・3営業日(過去6カ月以内に原産地証明関連で違反があった場合) ・5営業日(申請書類は適正であっても発給機関により実地検査が必要である明確な理由がある場合)	可 原則としてCOは輸出前あるいは輸出の3日前までに発給だが、例外として輸出者からの要請により輸出後12カ月以内で遡及発給は可能。その場合はCOの規定の欄に“Issued Retroactively”と実際の輸出日が明記される。	盗難、忘失、破損した場合は原産地証明書発給機関で、オリジナルCOの証明コピーと第2コピーの再発給を受けることができる。輸出者はオリジナルCOの第3コピーかオリジナルCOが発給されたことを示す証拠書類を提出必要。発給機関は5営業日以内に再発給リクエストへの返答をする。再発給されたものは第12欄に“Certified True Copy”とスタンプされ、オリジナルCOの発給日が付される。再発給はオリジナルCOの発給日より1年以内。	発給する COの申請者はFOB価格を、CO発行の申請フォームに記載が必要。FOB価格はそのまま記載される。	発給する ・Back to Back COを申請する輸出者と、ベトナムへの輸入者は同じ者でなければならない。 ・申請者は有効なオリジナルCO (Form AK)を提出する必要。	通常、COの申請者は以下の書類提出が必要: ・発給機関所定の申告書フォーム ・CO (Form AK)で、輸出国のAKFTA国で原材料のために発行されたもの ・輸入原材料の輸入の際の税関への輸入申告書 その他疑義がある場合は発給機関は追加で関連する書類を要求することがあるが、所在地の機関により違うケースもある。

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
ラオス (07/06/01発効)	商工省輸出入局の 原産地証部門、およ び地方の商工サービ スオフィス Certificate of Origin (CO) Division under the Department of Imports and Exports in the Ministry of Industry and Commerce, including all provincial trade and industry service offices	インボイス価額 によって変動。 ・1万ドル以下: 4万キップ ・1万ドル超3万 ドル:6万キップ ・3万ドル超6万 ドル:8万キップ ・6万ドル超:10 万キップ 通常3日で発給 (特急発給追加 料金) ・即時発給:+5 万キップ ・午前申請午後 発給:+4万キッ プ ・翌日発給:+3 万キップ ※申請用 フォーム代 1 万キップ(3枚 綴り1回分)。 最大30セットま で購入可能。	1) 輸出前原産品判定(工場監査) ①原産品判定に際し、工場訪問前に以下の関連書類を提出。 ・工場監査依頼書 ・輸出インボイス ・コスト計算書 / 製造プロセス表 + 原材料リスト ・物品製造と資本、コスト、プロセスに関する保証レター ・輸入原料関連書類(原産地証明書、輸入インボイス、輸入税関申告書) ②工場監査は工場監査申請を受領して業務日で7日以内に開始 ③発給機関は工場監査記録を発行、なお工場監査は工場で生産される商品のみ適用。 (注:ラオスではこの工場監査後に、企業登録手続きとなる。) 2) 原産地証明書発給申請 ①原産地証明書発給申請に際し、以下の関連書類を提出 ・記入済み原産地証明書フォーム ・申請者に関する書類(企業登録証、工場操業証、税務登録証) ・商品サンプル写真 ・輸出インボイス ・パッキングリスト ・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB)、もしくはRailway Bill ・輸出許可証(必要な場合) ・輸出関税申告書(必要な場合) ・コスト計算書 / 製造プロセス表 + 原材料リスト ・輸入原料関連書類(原産地証明書、輸入インボイス、輸入税関申告書) ・原材料使用書類(使用報告書、インボイス) ②発給機関は業務日で3日以内にCO発給 注:FOB価格はCO上に表記必須。	可	紛失、損傷等があつた場合、再発給するが、その証拠を発給機関へ提出が必要 CO再発給に必要な書類: ・CO申請フォーム ・船会社からの紛失の認証 ・輸入国税関からの未提出の認証	発給する(ただし、これまでThird Party Invoice の発給実績なし) ※輸出時のFOB価格は原則記載。ただし書面にFOB価格情報等を記載の上、正当な不記載要望理由を付せば検討も可能) これは特に製造プロセスが100%国内部材を使用した場合にそうであるが、FOB価格不記載のCOが輸入国で受理されるかされないかは輸入国税関の判断。 (担当官へのヒアリングによる)	発給する (ただし、これまでBack to Back CO は発給実績なし)	輸入部材の原産地証明書 (Form AK)

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
カンボジア (08/02/06発効)	商業省多国間貿易部 Multilateral Trade Department ("MTD"), Ministry of Commerce ("MOC")	<p>手続料 (Administrative Fee - "ADF"): ・USD 50 / CO セット ・USD 15 / CO セット (ただしUSD15は少量輸出の場合のみ、縫製品200品以下、靴200足以下など)</p> <p>手続料以外に、輸出管理料 (Export Management Fee - "EMF") が必要な品目もあり。EMFは品目のカテゴリーや数量によって料金が決まる。ただし適用除外として、EU以外の輸出先で価額がUS\$800以下の少量貨物の場合は免除。</p>	<p>下記の書類を発給期間窓口に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原産地証明書発給申請書 ・インボイス ・パッキングリスト ・船荷証券 (B/L) またはAir Way Bill (AWB) ・輸出ライセンス (もし必要な場合) ・MTDへの登録証 ・売買契約書 ・税関とCAMCONTROL (Cambodia Import-Export Inspection and Fraud Repression Directorate General) による輸入検査報告書 (数量、タイプ、必要な許認可がされているか等) ・輸出申告書 (Cambodia Outward Declaration) ・衛生植物検疫 (SPS) 証明書 (もし必要な場合) ・EMFやADFの支払い用小切手 ・倉庫検査の申請書 (検査は商業省担当官による) <p>発給機関は輸出者へ製品と生産ラインの検査を月に一度行い、CO発給製品の原産性と在庫の動きを確認する。</p> <p>注: CO上にFOB価格の記載は必須。</p>	可 正当な理由のある場合のみ、輸出日から1年以内に限る。	再発給する (盗難、紛失、破損の場合、オリジナルの証明書発行から1年以内に限る)	発給する ※ CO (Form AK)の第13欄に発給機関による "Third Country Invoicing" チェックが入っていること。 ※ CO (Form AK) の第7欄に第3国インボイス発行者のフルネームと住所が記載あること。 ※ CO (Form AK)の第10欄に第3国発行インボイスの番号が記載あること。 ※第3国インボイス発行がCO発給に間に合わない場合は、第7欄にインボイスが別途発行されること、その発行者の氏名と住所を記載。	発給する ただし税関 (GDCC) の監督下にあるものに限る。 ※ CO (Form AK)の第13欄に発給機関による "Back to Back CO" チェックが入っていること。	原産地証明書 (Form AK)

ASEAN-韓国FTA (AKFTA) の特定原産地証明書の発給機関・発給手数料

国名	発給機関	発給手数料	必要書類/申請手順	遡及発給	再発給	Third Party Invoice CO	B to B CO	累積 Evidence
ミャンマー (08/12/01発効)	商業省貿易局 Directorate of Trade, Ministry of Commerce	商業省貿易局への支払い 発給手数料: 3,000 Kyats (修正手数料: 5,000 Kyats、 これは実際は 罰金。例えば 実際の輸出国 がCO上の輸出 国と相違が あった場合など に必要となる) COの用紙代 300 Kyata	①各回の取引ごとの申請の前に、工業省 (Ministry of Industry) に対して以下の書類を提出し、製品コスト明細の「推薦状」入手の為の申請をする。 ・製品コスト明細書 ・推薦状の申請フォーム(貿易局にて入手) ・原材料・付属品輸入時の輸入許可証・インボイス・輸入申告書・パッキング・リスト ・輸出入者登録証(貿易局にて発行) ・会社設立証書 ・ミャンマー商工会議所連盟会員証 ・書式XXVI(取締役、経営者、支配人に関する詳細とその変更) ②工業省では申請内容を審査し、推薦状を発行する。 ③推薦状を持って、貿易局で製品登録カードの申請をする。(1年間有効) ④貿易局で以下の書類と共にCOの申請をする。 ・製品登録カード ・原産地証明書 (Form AK 貿易局で購入) ・原産地証明書申請書 ・原産地証明書申請概要(チェックリスト形式) ・原材料リスト ・船荷証券(B/L) ・輸出入者登録証(貿易局発行) ・売買契約書 ・インボイス ・パッキングリスト ・輸出申告書(Custom) ・ミャンマー投資委員会の推薦状(縫製など委託加工業者=CMP事業者の場合) ・ミャンマー商工会議所連盟(UMFCCI)登録証 ・経営者・取締役等リスト(BOD list) ・領収書(発給手数料) ⑤書類に問題なければ貿易局にてCOの承認と発行(通常、所要1日) 注:CO上にFOB価格の記載は必要で、記載しない選択肢はありえない。	可 (事前申請に申請準備が間に合わなかった場合、再申請する場合など。必要書類や手続きは通常の発給と同一。)	再発給する (ただし、オリジナル発給日から1年以内。輸出後に紛失・破損の場合は船会社からの理由書が必要。また国内で紛失の場合は警察からの理由書が必要。)	発給する ※CO (Form AK)の第13欄に発給機関による"Third Country Invoicing"チェックが入っていること。 ※COには第3国発行インボイスと同じFOB価格表記が必要。 ※第3国発行インボイスが必要。	発給する ※CO (Form AK)の第13欄に発給機関による"Back to Back CO"チェックが入っていること。 ※Back to Back CO上に中間インボイスで示されているFOB価格の表記が必要。	原産地証明書 (Form AK)

(出所) Bryan Cave LLPによる調査